

直島町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 直島町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 28 年 10 月 10 日	計画給水人口	3,400 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	3,073 人
		有収水量密度	4.39 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	46.82 千m
	配水池設置数	3		
施 設 能 力	7,000 m ³ /日	施設利用率	70.09 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え	<p>現行の料金体系は、平成8年4月1日付で、改定を行ったものです(右図参照、その他手数料は別)。</p> <p>今後とも住民負担の軽減を念頭においた経営の効率化に務めるとともに、一方で、人口減少下において水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を行います。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">料金(1月あたり)</th> </tr> <tr> <th>基本水量(mまで)</th> <th>基本料金(円)</th> <th>超過1mあたり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>家庭用</td><td>5</td><td>880</td><td rowspan="5">198</td></tr> <tr><td></td><td>10</td><td>1,760</td></tr> <tr><td>団体用</td><td>10</td><td>1,980</td></tr> <tr><td></td><td>20</td><td>3,960</td></tr> <tr><td></td><td>50</td><td>9,900</td></tr> <tr><td></td><td>100</td><td>19,800</td><td rowspan="5">231</td></tr> <tr><td></td><td>200</td><td>39,600</td></tr> <tr><td>営業用</td><td>300</td><td>59,400</td></tr> <tr><td></td><td>10</td><td>1,980</td></tr> <tr><td></td><td>20</td><td>3,960</td></tr> <tr><td></td><td>30</td><td>5,940</td><td rowspan="5">231</td></tr> <tr><td></td><td>50</td><td>9,900</td></tr> <tr><td></td><td>100</td><td>19,800</td></tr> <tr><td></td><td>200</td><td>39,600</td></tr> <tr><td></td><td>500</td><td>99,000</td></tr> <tr><td></td><td>1,000</td><td>198,000</td><td rowspan="3">198</td></tr> <tr><td>湯屋用</td><td>200</td><td>35,200</td></tr> <tr><td></td><td>500</td><td>88,000</td></tr> <tr><td></td><td>1,000</td><td>176,000</td></tr> </tbody> </table>			用途	料金(1月あたり)			基本水量(mまで)	基本料金(円)	超過1mあたり(円)	家庭用	5	880	198		10	1,760	団体用	10	1,980		20	3,960		50	9,900		100	19,800	231		200	39,600	営業用	300	59,400		10	1,980		20	3,960		30	5,940	231		50	9,900		100	19,800		200	39,600		500	99,000		1,000	198,000	198	湯屋用	200	35,200		500	88,000		1,000	176,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">料金(1月あたり)</th> </tr> <tr> <th>基本水量(mまで)</th> <th>基本料金(円)</th> <th>超過1mあたり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>工業用</td><td>50</td><td>12,100</td><td rowspan="10">264</td></tr> <tr><td></td><td>100</td><td>24,200</td></tr> <tr><td></td><td>200</td><td>48,400</td></tr> <tr><td></td><td>300</td><td>72,600</td></tr> <tr><td></td><td>500</td><td>121,000</td></tr> <tr><td></td><td>1,000</td><td>242,000</td></tr> <tr><td></td><td>1,500</td><td>363,000</td></tr> <tr><td></td><td>2,000</td><td>484,000</td></tr> <tr><td></td><td>3,000</td><td>726,000</td></tr> <tr><td></td><td>5,000</td><td>1,210,000</td></tr> <tr><td></td><td>10,000</td><td>2,420,000</td></tr> <tr><td>直島ダムを原水とする工業用</td><td>1</td><td>192</td><td>192</td></tr> <tr><td>船舶用</td><td>1</td><td>264</td><td>264</td></tr> <tr><td>臨時用</td><td>1</td><td>264</td><td>264</td></tr> </tbody> </table>			用途	料金(1月あたり)			基本水量(mまで)	基本料金(円)	超過1mあたり(円)	工業用	50	12,100	264		100	24,200		200	48,400		300	72,600		500	121,000		1,000	242,000		1,500	363,000		2,000	484,000		3,000	726,000		5,000	1,210,000		10,000	2,420,000	直島ダムを原水とする工業用	1	192	192	船舶用	1	264	264	臨時用	1	264	264
		用途	料金(1月あたり)																																																																																																																													
基本水量(mまで)	基本料金(円)		超過1mあたり(円)																																																																																																																													
家庭用	5	880	198																																																																																																																													
	10	1,760																																																																																																																														
団体用	10	1,980																																																																																																																														
	20	3,960																																																																																																																														
	50	9,900																																																																																																																														
	100	19,800	231																																																																																																																													
	200	39,600																																																																																																																														
営業用	300	59,400																																																																																																																														
	10	1,980																																																																																																																														
	20	3,960																																																																																																																														
	30	5,940	231																																																																																																																													
	50	9,900																																																																																																																														
	100	19,800																																																																																																																														
	200	39,600																																																																																																																														
	500	99,000																																																																																																																														
	1,000	198,000	198																																																																																																																													
湯屋用	200	35,200																																																																																																																														
	500	88,000																																																																																																																														
	1,000	176,000																																																																																																																														
用途	料金(1月あたり)																																																																																																																															
	基本水量(mまで)	基本料金(円)	超過1mあたり(円)																																																																																																																													
工業用	50	12,100	264																																																																																																																													
	100	24,200																																																																																																																														
	200	48,400																																																																																																																														
	300	72,600																																																																																																																														
	500	121,000																																																																																																																														
	1,000	242,000																																																																																																																														
	1,500	363,000																																																																																																																														
	2,000	484,000																																																																																																																														
	3,000	726,000																																																																																																																														
	5,000	1,210,000																																																																																																																														
	10,000	2,420,000																																																																																																																														
直島ダムを原水とする工業用	1	192	192																																																																																																																													
船舶用	1	264	264																																																																																																																													
臨時用	1	264	264																																																																																																																													
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 8 年 4 月 1 日																																																																																																																															

④ 組織

本町の水道組織は、環境水道課に所属し、総括課長のもと、上水道専任者は、上水道工務担当1名、上水道経理担当1名の計2名となっています。

水道事業管理者(町長)

環境水道課長(総括)

環境水道課(6人)

上水道工務担当(1名)

環境衛生(廃棄物)担当(1名)

下水道担当(1名)

上水道経理担当(1名)

環境衛生(公害・墓地・火葬場)担当(1名)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町では、平成19年4月に上水道事業を廃止し、簡易水道事業へ移行する認可を受けました。この事業変更認可では安定給水を目指し、玉野市からの第3海底導水管(送水管)の新設(平成20年度施工)を行ない、目標年度を令和4年度、計画給水人口3,400人、計画1日最大給水量7,000m³/日として進めてきました。さらに、平成31年4月には屏風島を給水区域に追加し、目標年度を令和10年度、計画給水人口3,100人、計画1日最大給水量7,000m³/日とした簡易水道事業の変更を行い、現在に至っています。

以上のような経緯の中で、本町では、これまでに上水道の安定供給を図るため、①改良工事の推進、②水源の確保、③水質の保全、④玉野市との連携強化、の各分野で計画を定めて経営の健全化に取り組んで参りました。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

水道経営に関わる現状分析は、別添資料「経営比較分析表」に示すとおりですが、補足すべき事項は次のとおりです。

(1) 経常収支比率等: 平成30年度における経常収支比率は123.98%(類似団体平均109.77%)であり、健全な状況といえます。料金回収率111.49%(類似団体平均75.28%)、給水原価192.31円(類似団体平均255.35円)からも、適切な料金体系の中で効率的な経営ができていることが示されています。一方で、今後の人口減少傾向を勘案すると、今の料金体系で長期間安定経営を継続することについては慎重に考えるべきと判断しています。引き続き、料金改定の検討など経営上必要な収益の増加手段を模索していく必要があります。

(2) 有収率: 平成30年度は99.15%で、類似団体平均の80.25%を上回っています。引き続き、配水管の老朽化対策などにより、有収率の維持・向上を目指します。

(3) 老朽化の状況: 有形固定資産減価償却率は、34.78%(類似団体平均46.28%)、管路経年変化率は、74.487%(類似団体平均18.03%)であり、これからの施設の老朽化対策は中長期的な課題といえます。今後、アセットマネジメント等を通じて、これらの実態を的確に把握するとともに、安心・安全の確保及び財政的に持続可能な水道経営を目指して、長寿命化、更新等の財源の確保と予算執行の平準化に努める必要があります。

2. 将来の事業環境

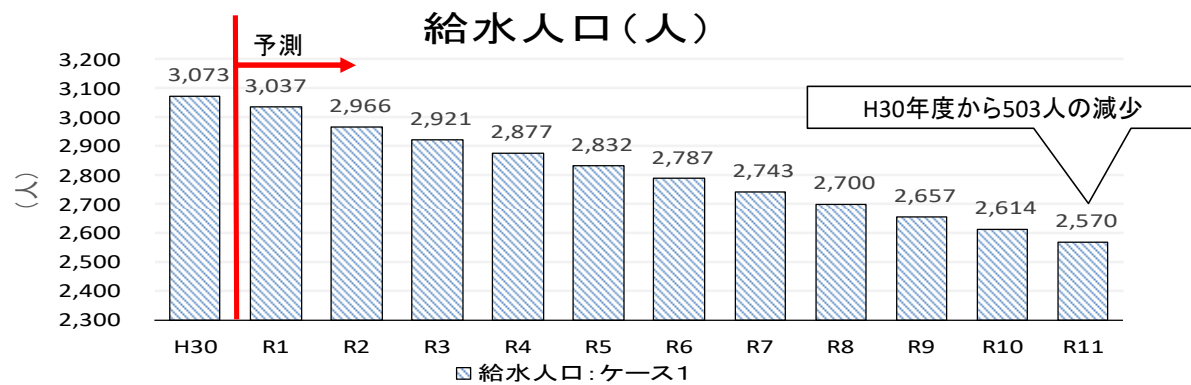
(1) 給水人口の予測

給水人口の予測については次のとおりです。

○人口推計は、直島町人口ビジョンに示された「趨勢人口」と国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)の平成30年推計値を基に、H27年度の行政区内人口の値を用いて補正しました。

○以上の人口推計を基に、普及率を想定して給水人口を予測しました。なお、上記のとおり二種類の給水人口を予測しましたが、投資財政計画は、より新しい推計値である「社人研」の値を採用しました。

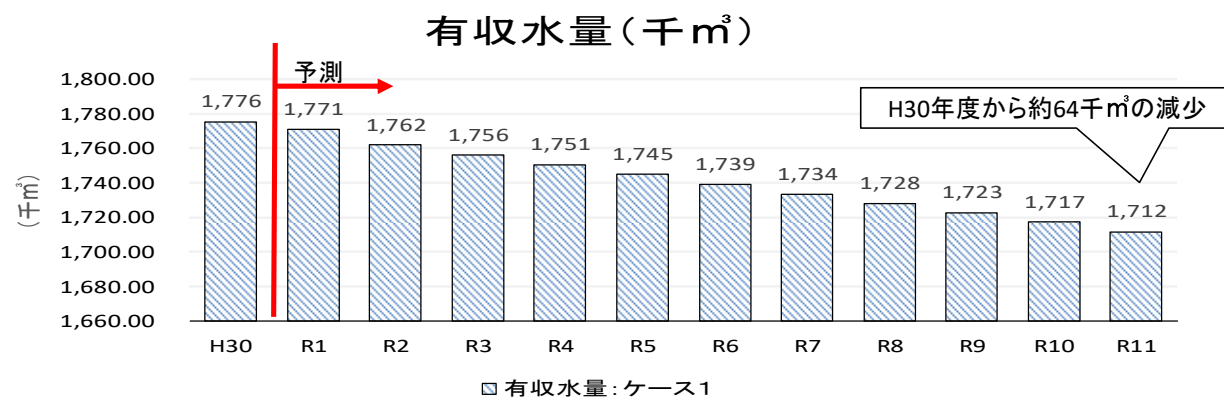
○人口下落傾向は、今後とも続くことが想定されるため、料金収入は益々厳しくなると思われます。



(2) 水需要の予測

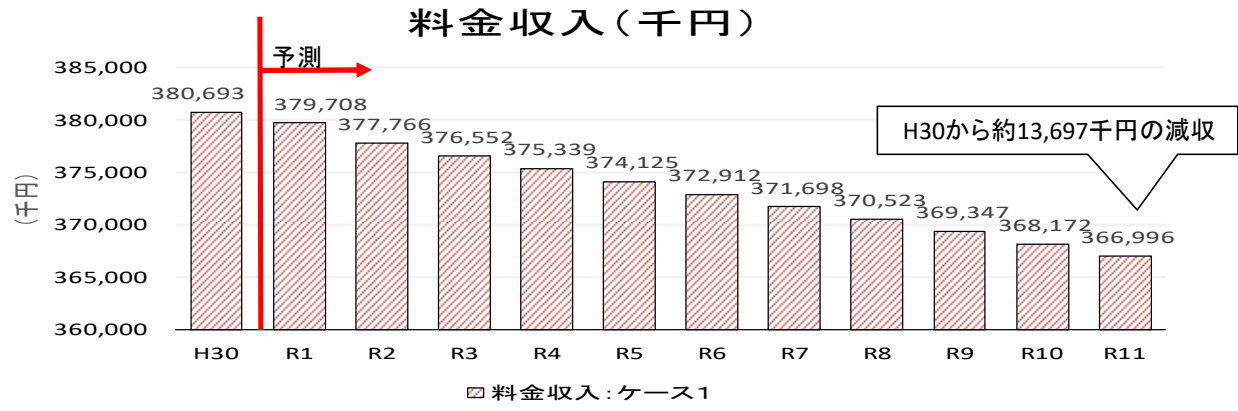
水需要(有収水量)の予測については次のとおりです。工業用水としての需要があるため、人口減少ほどは下落しません。

○有収水量=現在給水人口×直近の傾向から求めた給水人口一人当たり有収水量としました。



(3) 料金収入の見通し

料金の見通しについては次のとおりです。
 ○料金収入見通し＝有収水量×直近の傾向から求めた有収水量当たり料金収入で求めました。



(4) 組織の見通し

組織の見通しは次のとおりです。
 ○現在の人員構成が本町の水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後、水道事業の広域化(現時点で予定なし)や民間事業者等との連携による経営の効率化を検討しつつ、水道経営技術の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

3. 経営の基本方針

経営の基本方針は次のとおりです。
 ○これまで、安全で安定した給水の確保と水道経営の効率化を図り、健全経営を行ってまいりましたが、水道を取り巻く社会環境の変化や水道利用者のニーズの高まりに対する新たな水道経営が求められていると考えています。こうしたことから、今後10年の行動目標となる基本目標を以下のように設定しました。本事業では3つの基本目標を掲げ、具体的な施策を以下のように展開します。
 1. 安全な水道: 全ての町民が、いつでもどこでも、水をおいしく飲める水道
 2. 強靱な水道: 自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道
 3. 水道サービスの持続: 給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	○有収率98%以上を目標とします。(平成30年度経営比較分析表 99.15%) ※水道施設の老朽化が進行していくことから、定期的に有収率を確認し、老朽管の更新を計画的に進めることによって目標水準を達成します。 ※安全な水を安定的に供給するため、老朽化した管路施設の更新と耐震化を同時に進めます。
-----	---

計画期間内の投資額は、当面の優先順位を勘案して、右表のように推計しました。

区分	内容	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計	
施設	配水池更新 R2で計上		35,000											35,000	
	合計		35,000											35,000	
管路	送水管更新 R2～1億円×5年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000								500,000	
	A耐震管布設 R1～2で計上	45,100	60,000											105,100	
	A配水管更新 R3で計上			50,000										50,000	
	B耐震管布設 R4で計上				40,000									40,000	
	送水管布設 R5で計上					100,000								100,000	
	B配水管更新 R7で計上							25,000						25,000	
	C配水管更新 R6で計上						75,000							75,000	
	D配水管更新 R7で計上								20,000					20,000	
	R1, R7で50,000千円、R8以降100,000千円/年(公共施設等総合管理計画を参照)を計上	50,000							50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	600,000
	合計		195,100	160,000	150,000	140,000	200,000	75,000	95,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	915,100
機械及び装置															
合計															
総計		195,100	195,000	150,000	140,000	200,000	75,000	95,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,550,100	

※環境水道課作成の水道施設整備計画をもとに作成

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	○経常収支比率は100%以上を維持することを目標とします。(平成30年度経営比較分析表 123.98%) ※急激な人口減少下ではありますが、経営の効率化を進め経常収支比率の目標を達成します。 ※安定的な経営を継続するために投資的財源の確認と確保を行います。
-----	--

財源(料金、企業債、繰入金、国庫補助等)の考え方等については次のとおりです。
 ○料金については、今後とも住民負担の軽減を念頭においた経営の効率化に務めるとともに、一方で、人口減少下において水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を行います。
 ○企業債については、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)の積算の考え方等については次のとおりです。

- 職員給与費:前年度から2%増(定期昇給)×3ヵ年、4年目で前年度の4%減(人事異動)のサイクルとしました。
- 動力費:明確なトレンドは見られないため、過去3ヵ年の平均値を採用しました。
- 光熱水費:同上
- 通信運搬費:同上
- 修繕費:同上
- 材料費:該当なし
- 薬品費:明確なトレンドは見られないため、過去3ヵ年の平均値を採用しました。
- 路面復旧費:該当なし
- 委託料:明確なトレンドは見られないため、過去3ヵ年の平均値を採用しました。
- 負担金:同上
- 受水費:有収水量当たり受水費の過去3ヵ年の平均値を採用し、有収水量と比例させました。
- その他:同上
- 受託工事費:該当なし

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

広 域 化	香川県は、既に水道事業の広域化を実施していますが、本町においては、島しょ部であるという地理的な特徴及び岡山県玉野市から受水しているという実情を踏まえ、今後、中長期的な観点で検討して参ります。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失(リスク及びメリット)を把握すると共に、香川県下及び岡山県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、個別業務のアウトソーシング(検針、料金徴収事務を含む)から包括的民間委託の導入など段階的な実施検討を継続的に進めます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	計画期間中に既存施設の長寿命化計画の策定などを検討し、投資の平準化等に取り組むこととします。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	人口動向及びそれに伴う水需要を勘案し、老朽化に伴う改修の機会を活用したダウンサイジングを検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	上記ダウンサイジングと同様です。
その他の取組	身近な改善テーマを抽出し、費用対効果を検討して有効なものには積極的に取り組むこととします。

② 財源について検討状況等

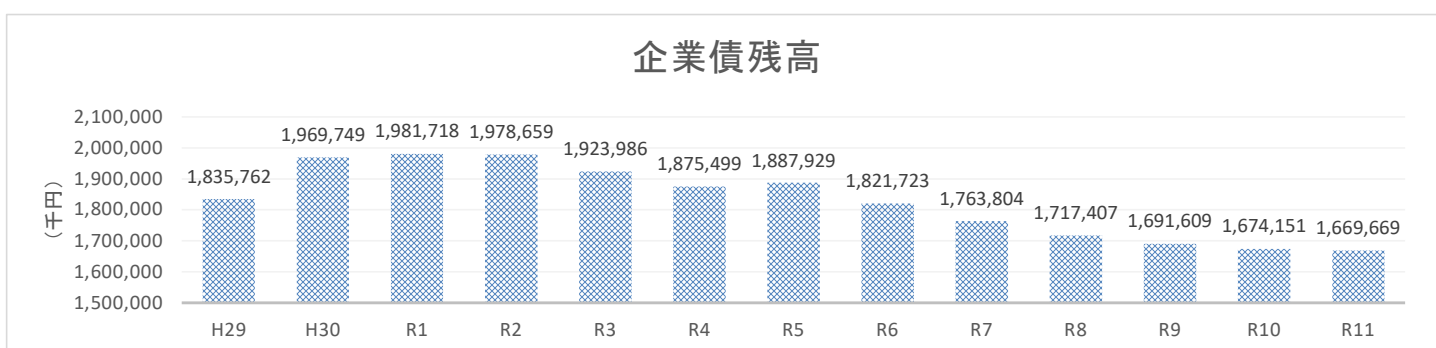
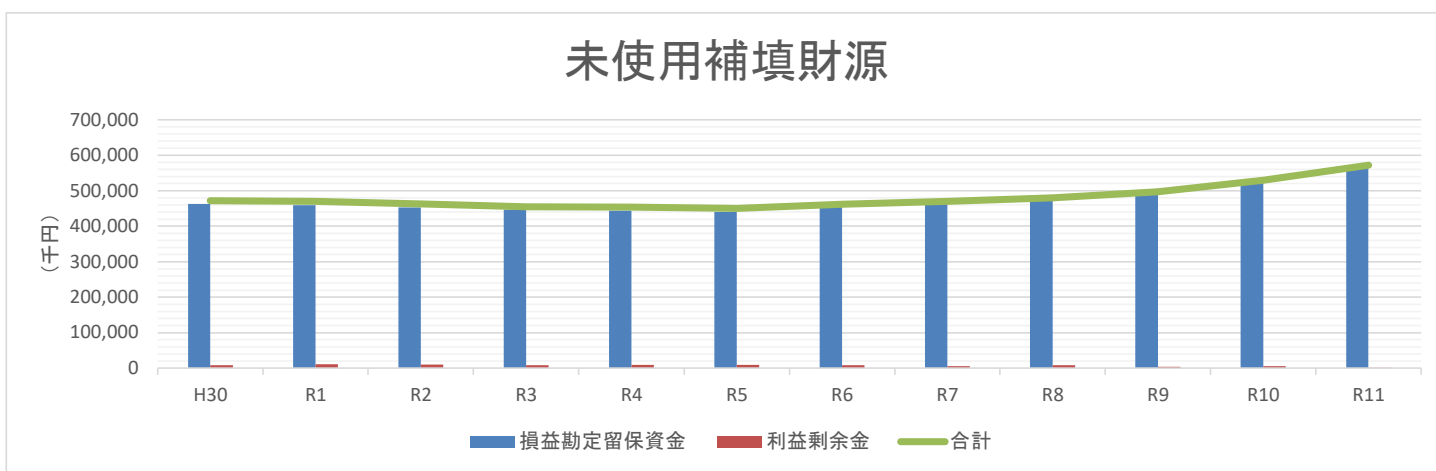
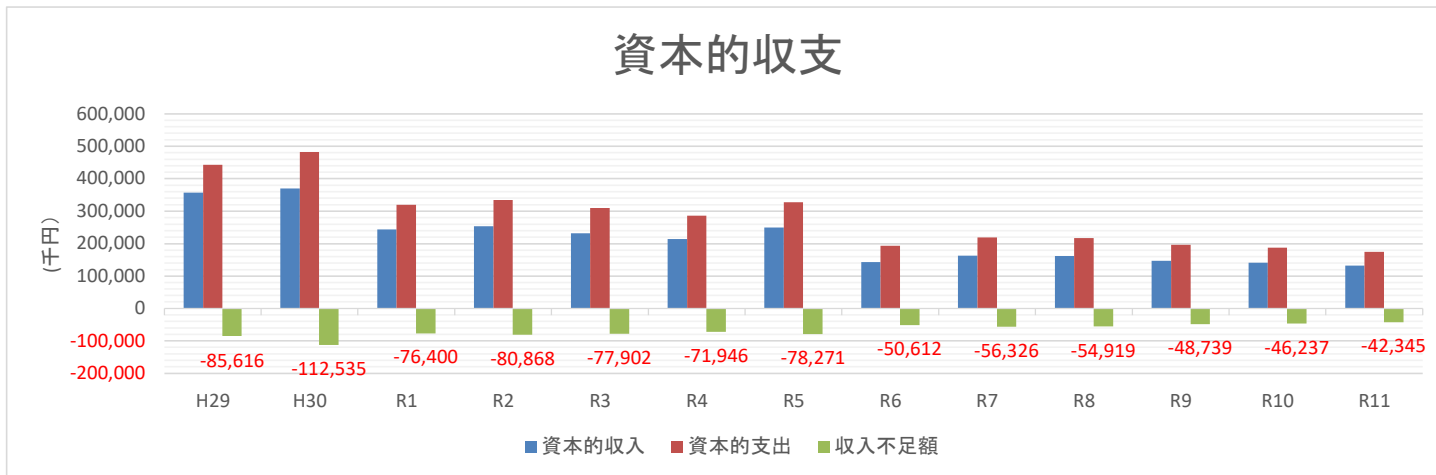
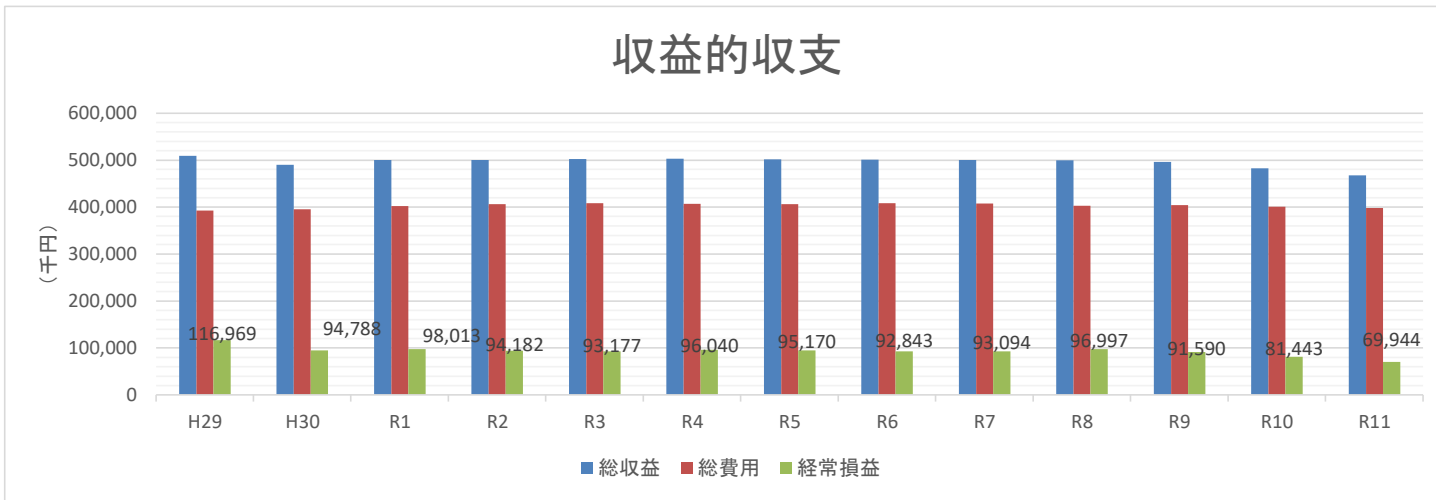
料 金	原則として、利用料収入による運営体制が構築できるよう、引き続き、住民生活への影響を配慮し理解を得ながら、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討していきます。
企 業 債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。
繰 入 金	一般会計からの繰入に過度に頼ることのないよう資金繰りに努めていきます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効な活用を検討していきます。
その他の取組	該当なし

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	<p>将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA(計画・実施・検証・見直し)サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。</p> <p>また、料金体系の変更や民間活力の活用等により収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。</p>
-------------------------	---

6. 参考図表



経営比較分析表（平成30年度決算）

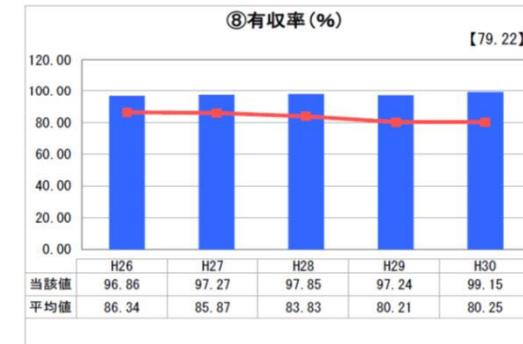
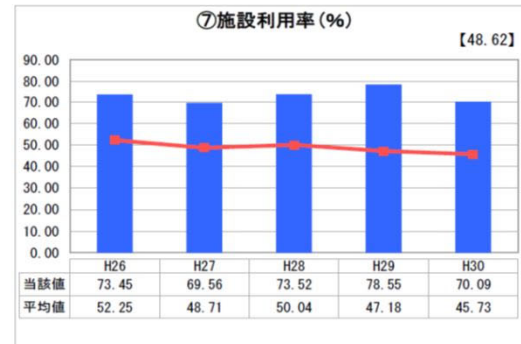
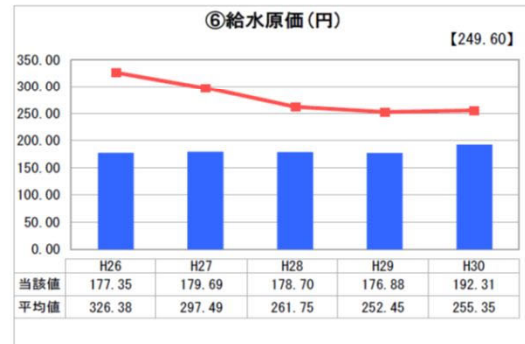
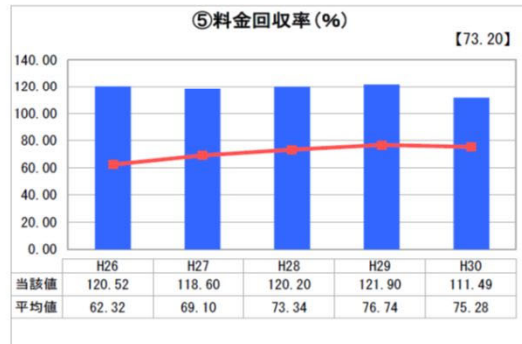
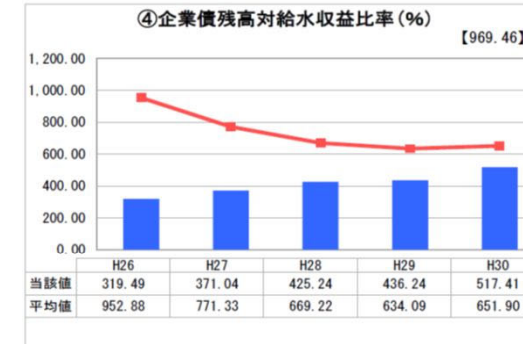
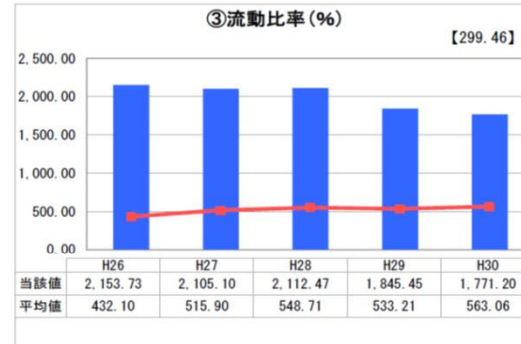
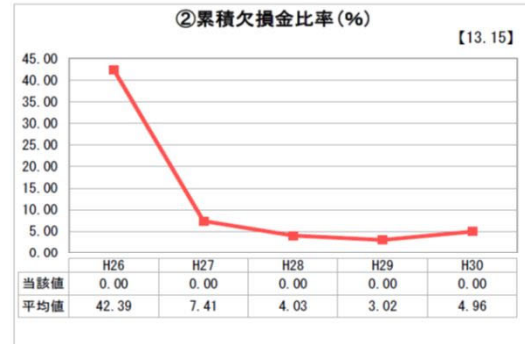
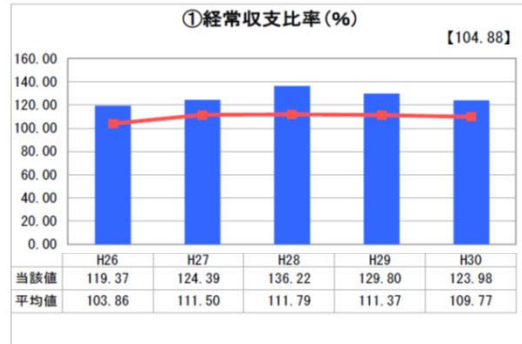
香川県 直島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	63.23	99.23	3,400	

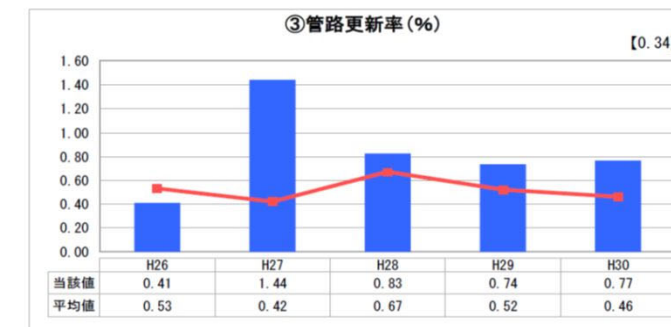
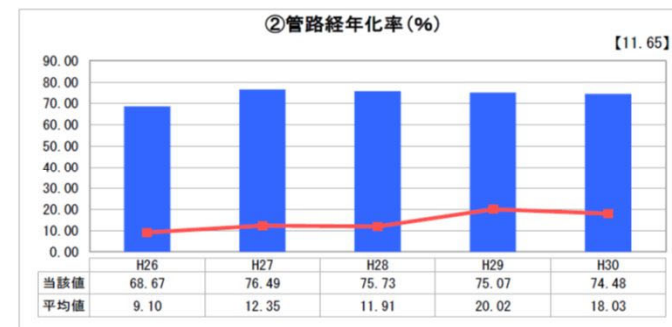
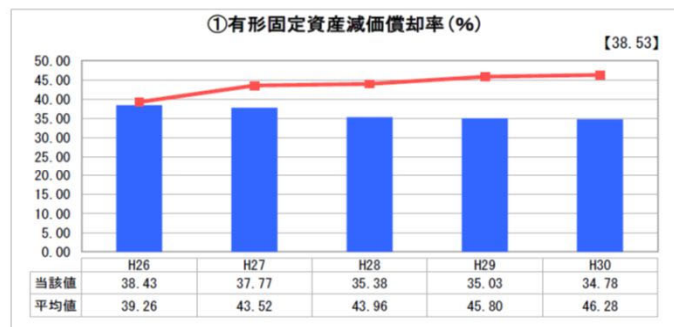
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,085	14.22	216.95
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
3,073	4.04	760.64

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率は類似団体に比べ10%程度高く、単年度収支は黒字であり、安定した経営となっている。
- ② 累積欠損金が発生しておらず健全な経営状態にあると言える。
- ③ 非常に高い流動比率を有しており、短期的な支払能力にはまったく問題がないと言える。また、遊休資産も抱えておらず健全な経営状態にあると言える。
- ④ 企業債残高が経営に影響を与える比率は類似団体と比較しても小さな値となっており、経営の悪化に繋がる要因にはなっていないが、老朽施設更新のために資本的支出が増えており、それに伴う企業債借入により残高が上昇している。
- ⑤ 料金回収率は常に100%を上回っており、経営に必要な経費はすべて水道料金で賅うことが出来ているため安定した経営状態にあると言える。
- ⑥ 給水原価は類似団体の平均を大きく下回っており、供給単価の方が高いため料金回収率が好調な理由と言える。
- ⑦ 施設利用率は類似団体より高く遊休資産は少ない。よって施設規模及び配水量は適切であり、今後も安定した供給を保つことができると言える。
- ⑧ 有収率は類似団体の平均よりも高く、漏水対策等が適切に行われていると考えられる。

2. 老朽化の状況について

- ① 直島町簡易水道基幹改良事業により施設等が順次更新されているため年々償却率は下がっている。平成26年度は事業見直しのため更新工事を行わなかったため率が高くなっている。
- ② 平成22年度より管路更新事業を少しずつ行っている。今後も平均値に近づくよう更新していく。
- ③ 平成22年度から管路の更新が始まっているが、平成24年度までに配水池からの主要な配水管は一通り更新が完了し、浄水場内の施設更新に移行したため平成25年度以降は更新率が1%前後を推移している。平成30年度末で浄水場基幹改良事業は完了したので、今後は配水管更新工事を順次実施していく。

全体総括

経営状況は非常に安定しており、資金等も潤沢に確保されているため、今後も効率的な経営を続けていくよう努め、住民に安心安全な水を届けられる体制を確保したい。

一方、管路については老朽化が目立っており計画的な更新を実施していく必要がある。水道基本計画に基づいた直島町簡易水道基幹改良事業による施設の更新事業は一旦完了したので、令和元年度以降、計画的な配水管の更新事業が求められる。ただし、給水人口及び戸数の減少が今後は予想されるため、令和2年度末までに経営戦略を策定し、長期的な経営状態を予測し、適切な事業を実施していく。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		422,741	381,618	380,826	378,883	377,670	376,456	375,243	374,029	372,816	371,640	370,465	369,289	368,114	
	(1) 料 金 収 入		420,813	380,693	379,708	377,766	376,552	375,339	374,125	372,912	371,698	370,523	369,347	368,172	366,996	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) そ の 他		1,928	925	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	
	2. 営 業 外 収 益		86,731	108,509	119,381	121,604	124,220	126,157	126,267	127,126	127,750	127,949	125,737	113,066	99,397	
	(1) 補 助 金		37,303	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274	47,274
	他 会 計 補 助 金		2,620	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	
	そ の 他 補 助 金		34,683	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	43,874	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		47,294	53,877	64,749	66,972	69,588	71,525	71,635	72,494	73,118	73,317	71,105	58,434	44,765	
	(3) そ の 他		2,134	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	7,358	
収 入 計 (C)		509,472	490,127	500,207	500,488	501,890	502,614	501,510	501,156	500,566	499,590	496,202	482,356	467,511		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		375,439	377,529	387,831	391,933	394,386	392,446	392,359	393,632	393,135	389,073	391,364	387,960	384,943	
	(1) 職 員 給 与 費		23,527	24,045	24,526	25,016	25,517	24,496	24,986	25,486	25,995	24,956	25,455	25,964	26,483	
	基 本 給 付 費		12,692	13,005	13,265	13,530	13,801	13,249	13,514	13,784	14,060	13,498	13,767	14,043	14,324	
	そ の 他		10,835	11,040	11,261	11,486	11,716	11,247	11,472	11,701	11,936	11,458	11,687	11,921	12,159	
	(2) 経 費		253,655	243,363	238,233	237,948	236,118	235,498	234,877	234,257	233,636	233,035	232,434	231,832	231,231	
	動 力 費		14,648	15,144	14,211	14,211	14,211	14,211	14,211	14,211	14,211	14,211	14,211	14,211	14,211	
	修 繕 費		2,882	5,802	5,292	6,000	4,791	4,791	4,791	4,791	4,791	4,791	4,791	4,791	4,791	
	材 料 費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他		236,125	222,417	218,730	217,737	217,116	216,496	215,875	215,255	214,634	214,033	213,432	212,830	212,229	
	(3) 減 価 償 却 費		98,257	110,121	125,072	128,969	132,751	132,452	132,496	133,889	133,503	131,083	133,475	130,164	127,229	
2. 営 業 外 費 用		17,064	17,810	14,363	14,372	14,327	14,128	13,981	14,681	14,337	13,519	13,248	12,953	12,624		
(1) 支 払 利 息		14,494	14,560	14,363	14,372	14,327	14,128	13,981	14,681	14,337	13,519	13,248	12,953	12,624		
(2) そ の 他		2,570	3,250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
支 出 計 (D)		392,503	395,339	402,194	406,305	408,713	406,574	406,340	408,312	407,472	402,593	404,612	400,913	397,567		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		116,969	94,788	98,013	94,182	93,177	96,040	95,170	92,843	93,094	96,997	91,590	81,443	69,944		
特 別 利 益 (F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 失 (G)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		116,969	94,788	98,013	94,182	93,177	96,040	95,170	92,843	93,094	96,997	91,590	81,443	69,944		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		1,710	8,680	8,467	11,480	10,662	8,839	9,879	10,049	7,892	5,986	7,983	4,574	6,017		
流 動 資 産 (J)		2,192,345	2,252,363	2,333,451	2,408,763	2,487,200	2,572,221	2,649,981	2,753,607	2,850,761	2,950,604	3,055,826	3,162,761	3,272,823		
う ち 未 収 金		2,830	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095		
流 動 負 債 (K)		118,797	127,166	142,124	162,238	149,051	130,135	121,271	126,984	118,962	98,363	90,023	77,047	80,246		
う ち 建 設 改 良 費 分		116,013	124,601	139,559	159,673	146,487	127,570	118,706	124,419	116,397	95,798	87,458	74,482	77,682		
う ち 一 時 借 入 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
う ち 未 払 金		786	482	482	482	482	482	482	482	482	482	482	482	482		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		422,741	381,618	380,826	378,883	377,670	376,456	375,243	374,029	372,816	371,640	370,465	369,289	368,114		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

投資・財政計画

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
区 分		(決算)	(決算)												
資本的 収入	1. 企業債	253,000	250,000	136,570	136,500	105,000	98,000	140,000	52,500	66,500	70,000	70,000	70,000	70,000	
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 他会計補助金	69,281	81,370	87,221	97,691	111,771	102,541	89,299	83,094	87,093	81,478	67,058	61,221	52,137	
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 国(都道府県)補助金	34,540	38,462	19,510	19,500	15,000	14,000	20,000	7,500	9,500	10,000	10,000	10,000	10,000	
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	356,821	369,832	243,301	253,691	231,771	214,541	249,299	143,094	163,093	161,478	147,058	141,221	132,137	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	356,821	369,832	243,301	253,691	231,771	214,541	249,299	143,094	163,093	161,478	147,058	141,221	132,137	
	資本的 支出	1. 建設改良費	346,146	366,354	195,100	195,000	150,000	140,000	200,000	75,000	95,000	100,000	100,000	100,000	100,000
うち職員給与費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2. 企業債償還金		96,291	116,013	124,601	139,559	159,673	146,487	127,570	118,706	124,419	116,397	95,798	87,458	74,482	
3. 他会計長期借入返還金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4. 他会計への支出金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (D)	442,437	482,367	319,701	334,559	309,673	286,487	327,570	193,706	219,419	216,397	195,798	187,458	174,482		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	85,616	112,535	76,400	80,868	77,902	71,946	78,271	50,612	56,326	54,919	48,739	46,237	42,345		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	51,124	74,763	64,703	68,198	69,042	63,641	64,944	46,620	51,008	49,147	42,675	40,037	35,906	
	2. 利益剰余金処分量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. その他	34,492	37,772	11,697	12,669	8,859	8,305	13,327	3,992	5,318	5,773	6,064	6,201	6,439	
計 (F)	85,616	112,535	76,400	80,868	77,902	71,946	78,271	50,612	56,326	54,919	48,739	46,237	42,345		
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企業債残高 (H)	1,835,762	1,969,749	1,981,718	1,978,659	1,923,986	1,875,499	1,887,929	1,821,723	1,763,804	1,717,407	1,691,609	1,674,151	1,669,669		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度	前年度	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
区 分	(決算)	(決算)											
収益的収支分	2,620	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
うち基準内繰入金	748	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
うち基準外繰入金	1,872	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本的収支分	69,281	81,370	87,221	97,691	111,771	102,541	89,299	83,094	87,093	81,478	67,058	61,221	52,137
うち基準内繰入金	5,625	81,370	62,301	69,779	79,837	73,243	63,785	59,353	62,209	58,199	47,899	43,729	37,241
うち基準外繰入金	63,656	-	24,920	27,912	31,935	29,297	25,514	23,741	24,884	23,279	19,160	17,492	14,896
合 計	71,901	84,770	90,621	101,091	115,171	105,941	92,699	86,494	90,493	84,878	70,458	64,621	55,537